



2019年9月25日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
(コード 6062、東証第一部)
問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
電 話 06-6445-3389

非業務執行取締役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第30条の規定に基づき、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の氏名

非業務執行取締役 下村 隆洋

2. 責任限定契約の締結日

2019年9月25日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、本日上記の非業務執行取締役と責任限定契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

- ・当社定款第30条（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

以 上